

## 軍人勅諭の成立と西周の憲法草案(一)

梅 溪 昇

## 一、緒 言

纏に筆者は、拙稿「近代日本軍隊の性格形成と西周」(京都大学人文科学研究所紀要人文学報第四号、昭二九・三・一)の註記および「追記」において、軍人勅諭の起草に関しては、山県有朋を中心に、当時参事院議官井上毅・陸軍省出仕西周・操觚者たる福地源一郎の名が挙っているが(公爵山県有朋伝、中巻、八一〇—八一頁)、尚将来解決すべき軍人勅諭成立史上の問題点として、明治十三年の西周の「勅諭稿」から明治十五年の公布本「軍人勅諭」への内容的發展が西自身の思想的發展にもとづくものか、或は西は「勅諭稿」の立場にとどまつて、「軍人勅諭」への發展は、専ら山県有朋・井上毅・福地源一郎などの意見によつて西の稿本が加筆修正されたのではないかという問題が存することを指摘し、この問題解明のためには、以上の人々の思想的相異を正しく把握しなければならぬこと、且そのための手がかりの一は、後述するような勅諭起草過程を見うる稿本綴に接しない限り、嘗て尾佐竹猛博士が「伊藤案以前の憲法

草案」(季刊明治文化研究第一輯)においてその存在を紹介せられた井上毅按・西周按・国憲意見(福地源一郎筆)の比較研究にあるであろうとし、なかでも尾佐竹博士が、軍部案と言われた「西周按」の内容を早く窺いたく、しかもそれには井上毅が批評を加へ(前に「朱筆を入れ」としたのは誤りであつた)ているから尚更のことであるという意味のことを書き添えたことがある。ところが、本年四月国立国会図書館国会分室の憲政資料室において、西周の「憲法草案」(以下単に「草案」と略称する)を閲覽する機会に恵まれたので、この「草案」を軍人勅諭成立史上から取上げて検討し、既に学界に周知の井上毅の「憲法私案」(以下単に「私案」と略称する)と対比し、もつて憲法の草案、就中軍隊並に軍人勅諭の性格と関連する条項にあらわれた両者の思想的差異を窺いつつ、それを通じて先に提示した問題点に対して一つの解明を試みたいと思ふ。それ故、本稿では、起草関係者のうち、とくに西と井上両者の関係のみが、問題とされ、山県や福地は一応論外におかれ、従つて問題点の全面的な解決を目指しているものではないことを予めお断りしておく。そして、また本稿は両者が各、勅諭完成の段階においていかに實際の起草修正にタッチしたかという事実を明かにしようとするものではなく(唯その具体的究明は稿本綴の発見と、その加筆修正の分析から得られよう)、両者が各、タッチしたとすればいかなる仕方

タッチし得たであろうかという客観的可能性にかかわるものである。なおこの機会に本稿に附して西の「草案」を紹介発表しておきたい。寡聞の限りにおいて、この「草案」はその存在を知られながら、その全内容を窺うことがなかつた様子であるので、巻末に掲載して日本憲政史・日本憲法学史乃至は比較憲法史などの専門的立場からの全面的な考察に供し、筆者は本稿をもつて紹介の責を免れたいと思ふ。

## 二、軍人勅諭成立史上の問題点

既に述べたように本稿は、筆者にとつては云わば純稿であり、勅諭成立史上の問題点としての明治十三年の西周の「勅諭稿」から明治十五年の公布本「軍人勅諭」への内容的発展なるものをここに再び繰返すことは必しも本意とするものではないが、本論展開上必要とする程度に之に触れて読者諸賢の理解の資としたい。

想うに、軍人勅諭の成立過程に関する研究は、明治憲法や教育勅語などの如く、割合にその根本資料が公にせられて、それらの成立過程の研究が進んでいるのに比べると、著しく遅れていたと言える。云うまでもなく天皇制軍隊の存在の下、それに関する資料の公開と研究の自由が許されなかつたからに他ならない。

勅諭成立の過程においては、「公尊山県有朋伝」が山県の苦心について原稿を代えること十回にも及び、改稿の度毎に山県の直筆に

て討冊潤色された迹がある(同書、中巻、八一頁)と誌しているような数回にわたる草稿が替て存在していた訳であり、かかる貴重な草稿は、山県家において関東大震災のため焼失したとも言われるが、なお別にこれら草稿の稿本綴が、弱弱版により少数の特定関係者に限定頒布せられたとのことで、そのうちの幾部かは今次の東京空襲による戦災のため失われたとしても、恐らく某所には現在尚保管せられているであろうことも伝聞するのである。

吾々にかかる貴重なる資料が一般に公開せられる日の近からんことを期待すると共に、また積極的な資料探査を試みなければならぬことを痛感する。

こうした現況において、この方面の資料の公開・研究に努力を傾けられつつあるのは名古屋大学の大久保利謙教授で、その研究によつて勅諭成立過程に関する新知見が学界に齎らされた。即ち①明治十三年、山県有朋の命を受けて西周が「勅諭稿」を書いたこと。②翌十四年(何月頃か不明)略々公布本に近いものが三条太政大臣にまで提出されたこと。③これが若干修正されて翌十五年一月四日公布を見た公布本「軍人勅諭」であること。

偕て筆者も教授の御好意によつて西の「勅諭稿」を見ることを得たが、これと、公布本「軍人勅諭」とは、相互に文体上に勿論、内容上著しい相異があることが注意を惹くのである。今、文体上、公

布本が『お諭し』的、莊重な意味を感じしめるようになっていたことは暫く措くとして、教授も亦特に内容上における兩者の相異を問題とされた。すなわち公布本「軍人勅諭」における第一条「忠節」

の概念が、西の「勅諭稿」における第一条「秩序」ならびに同条中の「忠節」の概念と異なる点を重要視せられ、「勅諭稿」における「忠節」は「秩序」のうちに包括された上下關係として相対的な価値關係で取扱われ、それ自体に絶対性が附与されていないのに対して公布本「軍人勅諭」における「忠節」は絶対君主たる天皇よりの至上命令として与えられた徳目として絶対觀念化されるに至っていることを指摘され、かくて「勅諭稿」と公布本「軍人勅諭」とは内容上『連続』せず、その間に『飛躍』の存すべきを主張せられた。

筆者も亦最初に述べたようにこの『飛躍』の事実を認めるものである。従って筆者も既に教授とともに、この『飛躍』を説明することが軍人勅諭成立史上の問題点たることを提示した所以である。

而して教授は、この『飛躍』の推進者の究明には、西の外に「軍人勅諭」の起草に参画した井上毅と福地源一郎の思想を尚詳細に検討すべきであるとせられ、とくに「軍人勅諭」と憲法制定との關連上、井上の立場は微妙なものがあるとし、進んで西は「勅諭稿」位のところまで踏み止つて、その後の『飛躍』のバトンは井上あたりには渡されたのであろうかと推察された。（同氏「西周の軍部論」・「忠

節」といふ觀念の成立過程」日本歴史第四五及び第六五号参照）

もとよりこの問題の全面的解決には、起草關係者のすべてにわたる思想的究明の結果にもとづく綜合的考察を必要とするが、筆者が嚮に考察し、今また本稿において考察しつづある範圍内において、教授の以上のごとき推察は正鵠を得たものであることが以下の所論から判明するであらう。

すなわち、嚮の拙稿（前掲）においてつぎの如き考察を試みたことがある。それは、明治十三年の西の「勅諭稿」と明治十五年公布本「軍人勅諭」との間に、かの井上毅の起草にかかり、憲法制定上の一要件として統帥權の確立及び將來發達を豫定して軍人勅諭の基本綱領を規定している明治十四年（十月十一日）の「七参議意見書」を挿入して比較考察してみると、公布本「軍人勅諭」が「七参議意見書」の筋書に極めて忠実であるに對し、西の「勅諭稿」は―もとより「七参議意見書」に先行して成立しているが―その「意見書」に必しも忠実なもの、同調的であるとは言えない。例えば「七参議意見書」が強く表現している軍隊の政治よりの分離も公布本「軍人勅諭」では明示せられているに對し、西の「勅諭稿」では軍隊の特殊性においては明示されず、「秩序」のうちに包摂し去っている点、また上述した「忠節」の觀念においても、公布本「軍人勅諭」のそれが、「七参議意見書」に言う「軍人たる者、専ら國を愛し、君に

忠なるの義あり……陛下又親く之を鼓舞振作し、其義方を示し、其れを伝へて習風を成し、以て永く國家の干城たらしむべし。」(岩倉公実記三冊本下巻七七六―八頁、傍点筆者以下同じ。)とする天皇からの至上命令的な軍隊倫理の設定のしかたに應ずるものであることは、勅諭に「軍人は忠節を尽すを本分とすべし」とあることによって明かである。これに対し、西の「勅諭稿」が「軍人第一の精神は秩序を紊ること無きを要す。……此の如くして上下相和し、通体一致して國の王事に服役すること、總軍人が朕に對する忠節なれ。」とあって、觀念の内容、表現のしかたにおいて、「七參議意見書」に見られる思想の流れと一致せざるものがある点などが挙げられるのである。

更に西の明治十三年三月前後における「兵賦論」(明治十一年一月二十日―同十四年二月二十七日の間に亘る連続講演がその全容であるが、今その前半部第十三回分しか見る機会を得ていない。後半部所載の「内外兵事新聞」の所在について大方の御教示を乞う。)を併せ勘案すると、明治十三年の西の「勅諭稿」は、専ら國際的危機意識から、軍隊の性格を軍隊そのものの側から規定し、その故に近代軍隊の本質たる「秩序」を強調する立場に立って、明治十四年井上の「七參議意見書」に見える「軍人勅諭」の筋書は、彼のような所謂絶対主義的政治家が当時における国内的危機意識にか

られて、専ら政治の側から軍隊の性格を規定せんとしたと言えるものであり、その故に軍隊の政治(議會)よりの分離をはかり、またそこにあらわれている「忠」も実は今後國會に如何なる過激論が起るうとも、それを天皇の命令のままに鎮圧する如き天皇に對する絶対的服従の軍隊における中心徳目であったと考えることができる。

以上のような考察の結果、明治十五年公布本「軍人勅諭」には「勅諭稿」に見る西の立場からの飛躍が見られ、「七參議意見書」における井上の立場が強く進出するに至ったと言うことができる。

従って筆者は、大久保教授が、「飛躍」の推進者として井上を擬せられるのを妥当なものと一応考える所以である。

しかしながら以上のような考察は、専ら「七參議意見書」における井上側の立場を重視しての問題解決の仕方ではあるが、そのみでは未だ必要且十分な条件を備えたものとはなし難い。すなわち、西自身において、「勅諭稿」の立場から公布本「軍人勅諭」の立場へ思想的な飛躍を遂げ得たか否か、換言すれば西は「勅諭稿」の立場にとどまつて、それ以上に飛躍し得なかったか否かを明かにすることが、なお残されている。若し西にして「軍人勅諭」の完成の時期においてなお「勅諭稿」の立場にとどまつて、飛躍するところが多かったとするならば、その結果は井上に「飛躍」の推進者たる地位を認めようとする推論はより確実となるべき關係に立つてあ

ろろ。上述したごとく西の「勅諭稿」は明治十三年のものであり、公布本「軍人勅諭」の実質は明治十四年に出来上ったものであるから、西について上の残された問題を明かにするには、彼に關する明治十四年後半頃の思想を窺うに足るものが必要となるのである。ここにおいてまさに西の「草案」はその時宜に適している。

### 三、西周の憲法草案

#### 1、起草の由来とその成立時期

偕て初めに少しく触れておいたように、西の「草案」はすでに尾佐竹博士によってその存在が明かにされ、「それが軍部の中心たる山県有朋の命を受けて憲法草案を作ったのだから、これは軍部案と言つて宜しい」と言われたものである。(同博士「日本憲政史の研究」二二三頁)

また国立国会図書館編集「憲法資料展示会目録」(昭和二六・一一発行、一一六頁)は、「西周憲法私案」なる項の下に、「西周が山県有朋の命令で明治十四年十月初旬から十二月下旬にわたつて起草し、岩倉具視の関に入れたものであり、その後、西は十八年まで修正を加えた。冒頭に井上毅の批評がある。」と解説している。起草の由来並にその成立時期に關して筆者は、目下のところ、身辺の周囲の資料からは、これ以上に附加し、またその経緯を詳細にすることは出来ない。唯、後者の「展示会目録」の解説は、岩倉の関に入

れた時期、井上が批評を加えた時期を明確に示していない風であるが、これに關しては一応以下のごとく考えておこう。すなわち、當時明治十四年「六月末頃から岩倉と伊藤、それに井上を加えて内々憲法制定に關する具体的方策の協議が開始され」(大久保利謙教授「明治十四年政変と井上毅」開國百年記念明治文化史論集六二四頁)であり、井上は周知のごとく憲法制定の基本方針を定めた「大綱領」、「綱領」並に「意見」第一、第二、第三などを起草して六月岩倉へ提出し、また同年七月二日付の憲法制定に關し伊藤博文宛その奮起を促した書翰の「再申」には先日畿右府の求需に応じ、揆候、欽定、憲法、考奉、供貴、覽候とあつて、岩倉と井上との密接な交渉が続けられていた。(前掲論文六二六頁)そして井上が憲法起草上の實質上の主役者であつたのであるから、十四年十二月下旬に西の手より山県へ提出され、山県から岩倉の関に入れたものを、岩倉が井上をして批評せしめ、井上は自己の疑点を書きつらねて、十二月二十九日山県に返したものであると推定する。尤もこの間の事情についてはさらに資料の調査研究を俟つて再考したいが、今、本論展開の上に支障を来すものではない。

ともあれ、この「草案」は、吾々の必要とする明治十四年(末期)における西の思想を窺いうるものとして重要な意義を担っている。2、軍隊及び軍人勅諭との關連上注目すべき内容

a、軍人と政治(議會)との關係

先ず、西の「草案」において、軍隊及び「軍人勅諭」との關連上注目すべき内容をもつものとして軍人と政治(議會)に關する條項が存する。「草案」の第三篇は全て国会を規定したものであるが、その第一章「国会ノ組織」において国会は元老院と代議院の二院をもつて成るものとし、そのうち、元老院の勅選議員として選任せられる資格を、「第一皇族・第二華族・第三奏任以上ノ官吏・第四曾テ奏任以上ノ官ニ任シタリシ者・第五陸海軍武官少佐以上・第六學士若クハ技術者在野無位モ可ナリトス其員モ亦定限無シ」ニ上意ニ依ル但歳四十歳以上タルヘシ」とし、その中に「陸海軍武官少佐以上」を挙げたことがまず注目される。さらに同篇第四章「国会通規」において、「常備軍ノ武官ハ兩院ノ議員タル間ハ其權分ニ於テ非職タリ其列ヲ去レハ旧ニ復ス」と規定し、議員在任中は現役武官の職から離れるべき条件を附与しつつも、議員の列を去れば旧に復すとして、いわば紐つきのかたちで現役軍人が兩院の議員となることを認めているのである。

b、國家治安の維持と軍隊との關係

「草案」は治安の維持に關して、第一篇「国土并人民」第三章「國民ノ權利并義務」中に、「凡ソ國民ハ結社并ニ集會ヲナスノ權有リト認可ス但靜謐ヲ護スル為ニ武器ヲ携ヘ若クハ露場ニ會スルハ

之ヲ禁ス猶時機ニ応スル処置ヲ詳カニスル為ニ法律ヲ以テ之ヲ規定限制ス」と規定し、のち附屬してその條項の次に以下の條案を附加している。すなわち、「民間暴動ノ起リタルニ際シ未其襲撃ヲ受ケサル間ハ國旗ヲ擎ケ天皇及法律ノ名義ヲ以テ三度解散ヲ説諭シタル後ニ非レハ兵力ヲ用フルヲ得ス」とした。ここに国内治安維持のための兵力使用に關して、その制限を特に憲法上に明確化したことが注意せられる。

c、天皇及びその地位に關して

「草案」は、第二篇「帝室」第一章「大統」のうちにおいて、「大統ノ繼承ハ此憲法ニ準シ合当ナリト雖ヘトモ必國會ノ認職ヲ受ク、或は第三篇「国会」第五章「立法權」のうちに、「立法權ハ天皇國會ト合同シテ之ヲ行フ」などと規定し、天皇およびその地位に關して國會の權限を相當の程度において認め、且第五章「司法權」第一章「大審院并ニ諸裁判所」のうちにおいて、「天皇若クハ皇族ヲ被告トスル訴訟ハ大審院ニ出願ス」とし、天皇をも被告として訴訟の對象となしうることを規定している。かくのごとく「草案」は他方において天皇の大權事項を多く規定しながらも、天皇及びその地位に關する超越的な絶対神聖性を完全に憲法上に條文化し、その至上性を全面的に確立し得ていないことが注意を著くのである。

3、井上毅の批評

然らば以上の諸点についての井上の批評は如何。さてそれに立入る前に一言觸れておくべきは彼の憲法「私案」に關してである。井上が憲法制定史上の実質的な主役者であることは繰返し言うまでもないが、彼自身における憲法思想もまた、多くの草案を経て最後に「御諮詢案」の成立に至るまでの間には、微細に見れば發展變化を遂げたものであり、そうした彼の憲法思想上の小起伏の上でこの「私案」にいかなる評価を下すべきかは他日に譲るとしても、この「私案」が何時頃における彼の憲法思想を窺うに足るものであるかは今の場合明確にしておかなければならないのである。井上の「私案」の成立時期に關しては既に稲田正次氏の「明治十五伊藤參議憲法取調のため出發(三月―筆者註)後聞もなく、井上子は、私案を作成して滿歐中の公に送つたらしい」(同氏「憲法御諮詢案の成立過程」)、國家學會雜誌第五二卷第八七頁)とする説と、尾佐竹博士の「井上毅の憲法私案なるものが有栖川家に存在し、それが明治十四年の作製にかかるものである」とする説(同博士「日本憲政史の研究」二九二―五頁「附記」参照)とがある。そして現在「憲法資料展示会目錄」は十五年説を採つている。(同書一一七頁)博士がその論証に年月日を記載されずに引用された井上毅より伊藤博文宛の書翰は、先に記した「再申先日巖右府の求需に応じ拵候欽定憲法考奉供貴覽候」とある明治十四年七月二日付書翰と実は同一であ

る。その文中に「竊に明公の爲めに謀るに第一、憲法取調の大事を自ら御負担之度尤三大臣中主任の人可有之歟第二、第一の方法若し非なりとならば退いて密かに一部の私擬憲法を草創し御上奏有之度候此二件の内必ず其一に出でられ候事一步も譲るべからざるものと奉存候若し明公に於て今日踏趨逡巡せられ大業起手他人の掌中に落ち候様の事有之候はば小生盡實に頼む所なし」云々とあるをもつて、それは「大隈が憲法意見書を上呈し、その後下野するや、井上が、これと反対に伊藤に私擬憲法起草を勧めたのであるから、伊藤井上側にその案を作るべき意圖は充分在つたと見なければならぬ。況んや當時、大隈が交詢社案の私擬憲法案を上奏したと誤伝せられたのであるから、こちらもまた私擬憲法案といふところである。…(中略)…(井上の憲法私案が―筆者挿入―)伊藤家と有栖川家に在る以上は、伊藤を通じて有栖川宮に上呈したものと見なくてはならぬ。井上の当時の地位としては直接宮家に上呈の出来る筈はない。」と想定せられた。この想定は、明治十四年政變に先立つ政情と「私案」の存在した場所等より推察を試みられたもので、他方に「私案」の十五年説があるけれども、決してそれによつて簡単に否定せらるべきものではない。而して、稲田氏が明治十五年説の証左として、「十五年春伊藤公歐洲へ出發後聞もなく書かれたと思われ、る伊藤公宛井上毅子書翰(日付不明伊藤家文書冒頭に「御西航後ハ

世ノ風潮一歩ヨリ進ム勢ニテ已ニ現今少年輩ノ腦裡ニハ英國政体ノ主義浸漸固結不可解ノ有様有之」云々とある)の「一節」をその註に引用し、「憲法ハ大抵其御地ニテ御起草有之候方漏洩ヲ防ク為尤妙奉存候就テ小生管テ試草。草。仕候。冊子御参考ノ為奉差出候右御一覽後直ニ御火中可被下奉冀候」とあるは、井上于「私案」の事を云つてゐるものと推定された(同氏前掲論文、國家學會雜誌第五二卷第八号七三頁)。それには異論はないが、文中には「嘗テ試草仕候」云々とあつて、その試草時期が明治十五年であるという確証たりうる性質のものではなく、その文章全体の感じから言つて、十五年春伊藤參議出發後間もなく「私案」が書かれたことを示すよりは、むしろ既に以前に書かれてあつたと感得せしめるものがある。従つて筆者は、稲田・尾佐竹兩説を併せ考え、更に井上が十四年六月よりロエスレルとの間に、質問・答議(明治文化全集雜史篇所収)を開始していること、及び「私案」の冒頭には「天ノ明命ヲ受ケ万世一系ノ帝位ヲ踐ミ明治十年 月 日ヲ以テ憲法ヲ裁定シ立国ノ大典トシ並ニ憲法ノ限闕内ニ於テ權利ヲ賜テスルコト左ノ如シ」(秘書類纂雜纂其三、二六九頁以下、尾佐竹博士「日本憲政史」二二四頁以下、鈴木安藏氏「憲法制定とロエスレル」二八五頁以下)に「私案」の全文が収められてある)とあつて、十四年六月末七月始めに既に成つていた「欽定憲法考」(岩倉の憲法制定意見書に附されたもの、岩倉

公実記二冊本下卷一、七七七頁以下)とも相応じ、井上が交詢社案に對して自らプロシヤ風憲法制定の積極的推進者として、伊藤に力強く働きかけた経緯(前掲七月二日付及び七月十二日付井上毅伊藤公宛書翰―後者は稲田氏前掲論文に紹介―参照)、岩倉との密接な結付きからして、井上にして十五年に入つてはじめて「私案」を起草・作成したとは考えられない。

かくして「私案」は、明治十四年六月頃より翌十五年三月頃に互る間に作成せられたものなることは確實であるが、筆者はむしろ十四年六、七月に成つていたと想定する。以上を考慮した上で、大凡明治十四年後半期における井上の憲法思想を窺いうるものとして差支えなく、従つて西の「草案」とも略々同時期であつて對比さるべき資料として、まさに適當なものと言ひうる。

従つて本稿において問題としてゐる時期における井上の立場・思想を見うるこの「私案」は、個々の条項より章節の排列に至るまで旧プロイセン憲法に相当類似して居り、従つてなほ可成り民主的な点もある。又この案の起草に當つては、元老院案の際は全く無視されてゐた君主々義的色彩の強い十九世紀第一四半期頃制定のバイエルン、ウエルテムベルヒ等ドイツ各邦の旧憲法が參酌されはじめである点も、注意に値する(稲田氏前掲論文、國家學會雜誌 第五二卷八号七一頁)といわれ、また各条項には独自のものも存し、「天



皇の至上的地位の条文化の努力は、井上案をしてプロシヤ憲法と別個な君権主義的草案たらしめた」とも評価されている（詳細は鈴木安藏氏「憲法制定とロエスレル」三〇三頁）。こうした立場に立つた井上は、西の「草案」を目して「西氏の草案ハ他之私撰案之比ニアラス十分用意ノ著撰ト奉存候」となしつつも、前述の西の「草案」中の諸点に關し、まず第一に天皇の絶対神聖性乃至至上的地位に關して、その規定の不十分さ或は不適當なることを指摘せざるを得なかつた。すなわち、

「一、大統之継承ハ国会之認識ヲ受ク条可削

一、立法權ハ天皇国会ト合同シテ之ヲ行フ是亦独乙ノ主權論ニ合

ハズ

一、天皇ヲ被告トスル訴訟可削

とした。「私案」第十八条が、「天皇ハ大政ヲ總攬シ而シテ此憲法ニ循由シテ之ヲ施行ス」とし、同第二十二條に、「日本國ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム皇統ノ継嗣ハ皇室別段ノ典章ヲ以テ之レヲ定ムヘシ」とあり、また立法權に關し、同三十八條「天皇ハ兩議院ノ補翼ヲ得テ立法ノ事ヲ行フ兩議員ノ可決ト天皇ノ批准ヲ經サル者ハ國法ヲ為サス」、同第三十九條「法案ノ發スルモノハ天皇ノ大權ニ由ル」等の君権主義的條項を見れば、以上の批判は蓋し當然であろう。

次に第二の国内治安と兵力使用の問題については、「凶徒暴動之時ニ国旗ヲ擎ケ三度説諭ヲ行フ条ハ仏國ニ模倣シタル法ナレリモ實用ナシ」と批評し、「私案」にはその第百條に、「戰時又ハ内亂ニ當リテハ其ノ地方ニ限り此ノ憲法ノ第 一 條ヲ停止スルコトヲ得ヘシ其ノ細目ハ別段ノ法ヲ以テ之レヲ定ムヘシ」としている。「私案」に言う「別段ノ法」とは恐らく翌十五年八月五日制定公布を見た「戒嚴令」（太政官布告第三六號、法令全書所収）に具体化せられたものと考えられるが、井上の意圖したところは、「戒嚴令」の制定及びこれが發動によつて憲法を一部停止し、かの岩倉の言としてよく引用せられる「陛下の愛信して股肱とし給ふ陸海軍及び警視の勢威を左右に提げ、凜然として下に臨み、民心をして戰慄する所あらしむべし。」とするところに存したものと考えて大過ないであらう。

さらに第三に軍人と政治（議會）との關係に關する「草案」の規定に對して、前述の井上起草「七參意見書」には、「軍人たる者……黨を結び政を議するの權あることなし」とする立場から、當然、軍人の政治關与を批判し、むしろこれを否定すべき筋合である。然るに井上は之に關し、何等の批評も加えていない。尤も井上は自ら山県宛に「勿々一過」の間に批評したまでで唯「參考之一端」たるべきを言つているが、彼がその点に否定的批判を下さなかつたのに相當の理由があるようである。「私案」第七十六條を見ると、「議

員ハ非職武官ヲ除ク外國軍又ハ地方税ノ修給アル行政官屬ト相兼マ  
ルコトヲ得ス」どあり、非職武官が議員（単に議員とあるからとも  
より兩院の議員を指す）として国会に参加することを認めているの  
である。従つて西の「草案」が、常備軍の武官が議員たるの間は非  
職たることを規定しているのだから、井上もまたこれに異議を  
挟むことをしなかつたのではあるまいかと考えられる。しかしこ  
にはかかる軍人の政治關与の許容が兩者によつて規定されてい  
ると、或はそれが、井上自身において、その「七參議意見書」中の軍  
人の政治關与禁止と矛盾すると考えられるものがあることにおい  
て、なお問題が残る訳である。以下この問題に關する理解を中心とし、  
如上の他の二点における兩者の差異を通じて、本稿課題に対する一  
解釈を試みよう。

#### 四、問題点の一解釈

井上の「私案」は以上のように、第七十六条に非職武官の政治關  
与を許容しつつも、別にその第十五条に、「凡ソ軍隊ハ、服役ハ内外  
ヲ論セズ、軍令ヲ除ク外國衆シテ事ヲ議スルコトヲ得ス並ニ政事ヲ講  
論シ及建白スルコトヲ得ス」と規定している。この後者の第十五条  
の規定は、兵力集團たる軍隊が「同衆シテ」政治勢力となることを  
防止せんとする、「軍隊の非政治化乃至中立化」を憲法上に明文化  
せんとしたものに他ならない。嘗て藤田嗣雄博士はその著「明治憲

法論」に「軍隊の非政治化及び中立化は、それぞれの軍人のそれ等  
とは別箇に考察されなければならない。」軍隊の非政治化及び中立  
化は「統帥権の強化によつて絶対制を樹立せんとする企圖」である  
に對し、軍人各人の政治「干渉の禁止は軍紀の維持を企圖するもの  
である」と記されたことを想起する（同書、六八頁参照）。「私案」  
が第十五条・第七十六条を何ら矛盾を感じず掲げていることは、井  
上において「軍隊の非政治化」即ち「軍人の政治關与の禁止」を意  
味するものでなかつたことを示すものであり、第七十六条において  
「軍人の政治關与の禁止」が「非職」たるを要件として憲法上に貫  
徹されていないことは、彼における「軍人の政治關与の禁止」に對  
する關心が、「軍隊の非政治化」の關心より遙かに微弱なことを示  
すものであつて、専ら「軍隊の非政治化」を旨指したものであると  
言える。井上にあつては第十五条の存する限り、軍紀の維持に支障  
ない限りにおいて軍人の政治（議會）關与は許容して危険なく、む  
しろ却つて軍隊の維持・發展を確保する上での有効なる条件である  
とさえ考えたのではなからうか。（因みに、「私案」には未だ後に問  
題とされた軍隊の編制大權に關する明文はない。）また「七參議意  
見書」における「軍人たる者……党を結び政を議する権あることな  
し」とは、そこに「軍人」とはあるものの、実は「軍人各自の政治  
關与の禁止」を廢極の目的としたものではなく、意見書が強調して

いる統帥権独立に鑑みれば、それは専ら「軍隊の非政治化」乃至は中立化を意味したものである。かくのごとく解すれば、「意見書」と第七十六条とは何ら矛盾するものでないことになるであらう。

さて先に述べたように、西が「草案」において非職武官の政治（議會）關与を許容したのを、井上は何ら批評・否定せず、自らも第七十六条にて西と同一立場をとり、兩者共に軍紀の維持をみださぬ限度において軍人の政治關与を認めた。しかし兩者の間における決定的な差異は、井上が「軍隊の非政治化」を明文化した第十五条をその「私案」に有するに對し、西の「草案」にはかかる箇条を有しないことであつて、西には井上に見られるような「統帥権の強化によつて絶対制を樹立せんとする」政治的企圖をこの「草案」の段階においても有せず、井上の立場への飛躍の接近乃至は同調はこの点について認められない。（尤も「草案」が第二篇「帝室」第六章「天皇ノ大権」にて「天皇ハ陸海軍ニ於テ最上首帥ノ權ヲ有ス」と統帥権の獨立を規定しているが、西における統帥権の獨立が井上のごとき意味から主張せられたのではなく、彼独自のものであることについては「兵賦論」を引用して前出拙稿中に指摘しておいた。）而して井上が国内治安の維持のためには既に戒嚴令の性質の條項を明文化しているのに對し、西がそのための兵力（軍隊）使用の制限を明文化せんとしていることは、先に拙稿に述べておいたように彼が軍

隊存立の目的を専ら「其國ノ獨立權ヲ黷カス寇賊」に對する對外的使命においたところから当然と言えよう。また天皇の地位に關しても諸外國の國法上における元首の地位から規定せんとしたところがあり、井上の天皇の絶対神聖・至上主義の立場から痛烈な批判をうけたことも、彼の天皇觀が「勅諭稿」において天皇を「國法上」に於ては、除我が帝國日本海陸軍の大元帥として總軍人の首領たれば」云々とした立場から多く距たるものでなく、まして公布本「軍人勅諭」にあらわれている絶対君主としての天皇觀には未だかなりの距離を置いてゐることの証左と見ることができよう。

ともあれ以上の諸点から、西は十三年「勅諭稿」に見える思想的立場から、十四年に至つて飛躍し、井上に認められるような、軍隊の性格乃至倫理を専ら政治の側から規定せんとする思想的立場に身を移したとは考えられず、むしろ「軍人勅諭」の最後のな完成期に入つても、兩者の思想的差異は、依然として消え去ることがなかつたと見られる。従つて本稿の考察の範圍において、まさに井上毅は「飛躍」の推進者たる資格を担うと推論してよいであらう。その結果、「軍隊の非政治化・中立化」の貫徹に不拘、やがて明治軍隊は明治絶対主義権力の基礎としてすぐれて政治的性格を担うに至つた。所詮、非政治的・中立的性格を持続してもつ軍隊などというものはあり得ないからである。

五、結 語

「勅諭稿」が公布本「軍人勅諭」に至つて、主としてその前文と第一條において飛躍的に内容に変化を生じ、しかもその変化が西自身の思想的發展の結果でなかつたことは、勅諭完成の功を語る上で或いは彼のために惜むべきであるかも知れない。しかしながら「軍人勅諭」の成立の時期は、恰も近代史初頭の最初にして最大といふべき政治上の疾風怒濤時代であり、またかかる激動期なるが故に、その成立・發布が試みられたのであつて、その完成にあつて、明治初頭の啓蒙主義哲學者として現前の軍隊の实情と近代国家における軍隊の一般性の認識から、客観的にして、しかも内面的・自發性のある軍人モラルを設定せんとした企圖が、井上のなすぐれて時局的な絶対主義政治家による政治の側からの、まさに上からのモラルの強制のために崩れ去つたことも、当時の歴史的事情から当然なことであつた。従つて井上が西に代つて『飛躍』の推進者たる資格を獲たことも、彼がその時期に演じた役割の主導的にして重大であつたことを思えば、蓋し歴史的必然と言ふべきであらう。西は早くから政治と宗教道徳との区別を提議し、彼独自の道徳論を有した。而もそうした広く且深い歴史哲學的教養を背景としつつ、日本近代軍隊の内部にあつて、その軍隊社会構造における日本の特殊性と近代的一般性を顧慮しつつ、軍人モラルを凝らしたのが「勅諭稿」

であつた。そこに見られるモラルのかなり合理的・客観的な与え方、道徳としての自發性の豊かさを、井上の立場に飛躍せぬことによつて失わなかつたと考えられる点にこそ、西周その人の本領があつた訳で、勅諭完成の功をよしや井上に譲つたとしても日本軍隊の性格形成史上における彼の役割は至大であり、むしろ、彼の軍隊思想が挫折したところに近代史の行方を左右したその後の軍隊(部)のありかたを早くも説明するものが與深く潜んでいるようである。(本稿は昭和二九・六・二〇詔史会春季大会に発表した要旨に若干の補訂を加えたものである。昭和二九・七・二六記)

次号以降西周の「憲法草案」(国立国会図書館蔵)の全文を掲げる。(尚「草案」の閲覧に關し国立国会図書館国会分室憲政資料室、並に大久保利謙氏に負うところが多い。記して感謝の意を表する。)

執筆者紹介

- |        |         |
|--------|---------|
| 小林 行雄  | 京都大学講師  |
| 山本 幹雄  | 龍谷大学講師  |
| 宮川 尚志  | 岡山大学教授  |
| 梅 溪 昇  | 大阪大学助教授 |
| 柴 田 実  | 京都大学教授  |
| 藤岡 謙二郎 | 京都大学教授  |